

北総ランドスケープ・マネジメント・センター会則

(名称)

第1条 本団体は、北総ランドスケープ・マネジメント・センター（通称「LMC北総」、以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、千葉県我孫子市船戸2-5-12に置く。

(目的)

第3条 本会は、印西市、白井市及びその周辺地域を対象に、都市域と自然域を統合的に捉えるランドスケープアプローチを基軸とし、行政・企業・市民・研究機関等の協働を促進し、地域の自然の機能を科学的根拠に基づき計画的に活用する取組を支援することで、地域の快適性、魅力及び持続可能性の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ランドスケープアプローチに基づく、地域の自然の機能を活かした将来像の形成支援
- (2) 自然の機能に関する評価・可視化及びデータ活用の推進
- (3) グリーンインフラの推進に関する方針及び計画の検討・策定支援
- (4) 公共施設、企業敷地等におけるグリーンインフラ導入に関する検討、計画及び実装支援
- (5) 自然を活かした地域課題の解決に関するプロジェクトの企画・運営及び実施支援
- (6) 荒廃農地・放棄林等の再生及び地域資源としての多様な活用の推進
- (7) 地権者・農業者・企業・市民団体・研究機関等の連携及び合意形成の調整
- (8) 普及啓発及び人材育成に関する活動
- (9) 前各号に附帯又は関連する事項並びにこれらに必要な調査・検討

(地方公共団体との関係)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する地方公共団体の参画のもとに運営されるものとする。

2 地方公共団体の参画は、当該地方公共団体の申出に基づき、運営委員会の承認により行う。

3 第2項により参画する地方公共団体は、首長、副市長、副町村長若しくは職員のうちから1名以上、又は本会の活動を所管し、若しくはこれに関係する担当部署を、運営委員会の構成員とすることができる。

4 前項により担当部署を運営委員会の構成員とする場合、当該担当部署は、当該担当部署に所属する職員を運営委員会に出席させ、意見表明及び議決権の行使をさせるものとする。この場合において、当該担当部署の議決権は1個とする。

5 第2項により参画する地方公共団体は、第7条に定める権利を有する。

6 第2項により参画する地方公共団体は、本会の運営基盤の確保及び事業の推進のため、毎年度、負担金を支出するものとする。

7 前項の負担金は、本会の基礎的な運営に係る基本負担金及び、当該地方公共団体に関係する事業の実施内容に応じて定める事業負担金により構成する。

8 基本負担金の額は、1地方公共団体につき年額20万円を基準とする。

9 負担金の額、支出方法その他必要な事項は、毎年度、運営委員会と当該地方公共団体との協議により別に定める。

(会員)

第6条 本会は、本会の目的に賛同する個人、団体及び企業の参加とその連携を基本として運営されるものとする。

2 本会の会員は、次の各号の区分とする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同し、活動に参加する個人

(2) 団体会員 本会の目的に賛同し、活動に参加する団体（営利法人を除く。法人格の有無を問わない。自治会・町内会、商工会・商工会議所、NPO、任意団体等を含む。）

(3) 企業会員 本会の目的に賛同し、活動に参加する会社その他営利法人

3 会員の入会は、所定の申込みに基づき、運営委員会の承認により行う。

4 会員は、別に定める入会及び会費規程に基づき、会費を納入するものとする。

5 入会、退会、会員資格の停止又は喪失その他会員に関し必要な事項は、同規程に定める。

(会員等の権利)

第7条 会員及び第5条第2項により参画する地方公共団体は、次に掲げる権利を有する。

(1) 本会の運営又は事業に関し、提案又は意見を提出すること。

(2) 本会が実施する事業、活動、イベント等に参加、又は参加を申し込むこと。

(3) 本会が作成又は保有する活動報告、成果物その他の資料について、公開可能な範囲で提供を受け、又は閲覧すること。

(4) 本会のウェブサイトその他の媒体、並びに本会が作成又は公表する出版物において、名称の掲載又はクレジット表示を受けること。ただし、名称の掲載又はクレジット表示については、当該会員又は地方公共団体及びセンター長の同意がある場合に限る。

2 総会における議決権は、個人会員、団体会員、企業会員及び第5条第2項により参画する地方公共団体が有する。

3 団体会員、企業会員及び前項の地方公共団体の議決権は、当該団体、企業又は地方公共団体が指定する者1名が行使する。

(サポーター)

第8条 本会は、本会の目的に賛同し、寄附その他の方法により本会の活動を支援する団体又は法人を、サポーターとして受け入れることができる。

2 サポーターは会員ではなく、総会における議決権を有しない。

3 サポーターは、本会が実施する事業、活動、イベント等に参加、又は参加を申し込むことができる。

4 サポーターは、本会が作成又は保有する活動報告、成果物その他の資料について、公開可能な範囲で提供を受け、又は閲覧することができる。

5 サポーターの募集、支援の受入れその他必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任及び任期)

第10条 センター長、副センター長及び事務局長は、運営委員会において、運営委員の中から互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 監事は、運営委員会の推薦に基づき、総会において選任するものとし、原則として地方公共団体の副市長、副町村長その他これに準ずる職にある者をもって充てる。なお、監事は、センター長、副センター長、事務局長又は運営委員を兼ねることができない。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまではその職務を行う。
- 5 任期途中で欠員が生じ、これを補うために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) センター長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副センター長はセンター長を補佐し、センター長が不在又は職務を遂行できないときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局を統括し、本会の運営に必要な事務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計及び運営に関する状況を監査する。

(運営委員)

第12条 本会に、運営委員若干名を置く。

- 2 運営委員は、議決権を有する者又はその構成組織の中から、センター長が指名する。
- 3 団体会員又は企業会員から運営委員を置く場合は、当該団体又は企業が推薦する者を、センター長が運営委員として指名することができる。
- 4 第5条第3項により地方公共団体の担当部署を運営委員会の構成員とする場合、当該担当部署を運営委員とみなす。
- 5 運営委員は、多様な主体の意見を適切に反映する観点から、行政及び民間の構成員の均衡に配慮し、特定の主体に偏らない構成とする。
- 6 センター長は、必要に応じて、あらかじめ運営委員会に協議の上、運営委員を追加し、又は変更することができる。

(運営委員会)

第13条 本会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センター長、副センター長、事務局長及び運営委員をもって構成する。

- 3 運営委員会の議長は、センター長とする。ただし、センター長が不在又は職務を遂行できないときは、副センター長又はセンター長があらかじめ指名する者が議長を務める。
- 4 運営委員会は、総会の権限に属する事項を除き、本会の会務の執行及び運営上の具体的な決定を担う。
- 5 運営委員会は、次に掲げる事項その他本会の運営に関し重要と認める事項について決定する。
 - (1) 運営方針及び事業計画の案の作成並びに実施に関する事項
 - (2) 制度設計及び運営ルールに関する事項
 - (3) 対外発信方針及び公表内容に関する事項
 - (4) 前各号に附帯する事項
- 6 本会は、実務を円滑に進めるため、必要に応じて実務会合を開催することができる。実務会合は、情報共有及び検討を主とし、意思決定を要する事項は運営委員会に付議する。
- 7 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 運営委員会の議決は、出席者の過半数による。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 9 運営委員会は、対面、オンライン又はこれらを併用した方法により開催し、又は参加することができる。
- 10 運営委員会の構成員は、運営委員会に出席できない場合、書面又は電磁的方法により、あらかじめ議決権を行使することができる。この場合において、当該構成員は、当該議案の議決に参加したものとみなす。
- 11 運営委員会は、必要に応じて、会議の開催に代えて、書面又は電磁的方法により議決することができる。この場合において、構成員の過半数の同意をもって議決したものとみなす。
- 12 運営委員会の議事については議事録を作成し、構成員に共有する。構成員は、共有を受けた後、一定期間内に意見を提出することができる。
- 13 議長は、必要に応じて、第18条に定めるアドバイザーに対し、運営委員会、実務会合への出席又は意見の提出を求めることができる。
- 14 議長は、必要に応じて、会員又は非会員を問わず、運営又は事業の推進に関係する者を、オブザーバーとして運営委員会、実務会合に招くことができる。
- 15 アドバイザー及びオブザーバーは、前2項により出席する場合、情報共有及び意見交換に参加することができる。ただし、運営委員会の議決には加わらない。

(部会)

- 第14条 本会は、特定の事項について検討、調整又は実施を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、センター長が必要と認める事項について設置する。
 - 3 部会の構成員は、運営委員、会員、アドバイザー、オブザーバーその他当該事項の検討、調整又は実施に必要と認められる者の中から、センター長が指名する。
 - 4 部会には、必要に応じて部会長を置くことができる。部会長は、部会の構成員の中からセンター長が指名する。
 - 5 部会は、当該事項に関する情報共有、意見交換、企画立案、調整及び実施に関する検討を行う。ただし、本会としての意思決定を要する事項は、運営委員会に付議する。
 - 6 部会の設置、運営その他必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(総会)

第15条 本会は、総会を置く。

- 2 総会は、本会の運営に関する基本事項について議決する機関とする。
- 3 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の変更（第16条第2項に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 本会の基本方針に関する事項
 - (4) 予算及び決算の承認
 - (5) その他運営委員会が必要と認める事項
- 4 総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 5 総会の議長は、センター長とする。
- 6 総会は、議決権を有する者の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 7 総会の議決は、出席した議決権を有する者の過半数による。
- 8 可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 9 この会則の施行後最初の総会までの間は、総会に付議すべき事項について、運営委員会が総会の機能を代行して議決することができる。
- 10 総会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。
- 11 議決権を有する者は、総会に出席できないときは、他の議決権を有する者を代理人として定め、書面（電磁的方法を含む。）により議決権の行使を委任することができる。
- 12 前項の委任状は、総会の開催前までに事務局に提出しなければならない。
- 13 第11項により代理人が議決権を行使した場合、当該者は当該総会に出席したものとみなす。

(会則の変更)

第16条 会則の変更は、総会の議決による。

- 2 前項の規定にかかわらず、字句の修正、条項番号の整理その他本会の運営に実質的な影響を及ぼさない軽微な変更については、運営委員会の議決により変更することができる。
- 3 運営委員会は、前項の規定により会則を変更したときは、その内容を次回の総会に報告するものとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会議運営、会員管理、会計事務、関係者調整、情報発信、事業実施その他本会の運営に必要な業務を行う。
- 3 センター長及び事務局長は、必要に応じて副センター長と協議の上、運営委員会が定めた方針、事業計画及び予算の範囲内において、日常的な業務執行、軽微な事項、外部からの相談又は連携に関する初期対応その他本会の運営上必要な事項を処理することができる。
- 4 前項により処理した事項のうち、運営委員会への報告が必要と認められるものについては、センター長又は事務局長が、次回の運営委員会に報告するものとする。
- 5 事務局業務の全部又は一部を外部に委託することができ、その取扱いは運営委員会が定める。
- 6 事務局の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(アドバイザー)

第18条 本会は、運営方針及び制度設計等に関する検討を行うにあたり、専門的知見に基づく助言を得ることを目的として、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験者、企業、関係団体、市民活動団体、行政機関その他必要と認める個人又は団体の中から、センター長が依頼し、その承諾を得て委嘱する。

(会員等の情報の取扱い)

第19条 本会は、会員、役員、アドバイザー、オブザーバー、サポーターその他本会の運営に関わる者の氏名、所属、肩書、連絡先その他の情報（以下「会員等情報」という。）を、本会の運営及び連絡その他目的の達成に必要な範囲で取得・利用し、適切に管理する。

2 本会が会員等情報を対外的に公表し、又は第三者に提供する場合は、あらかじめ本人（団体又は法人の場合は当該団体又は法人）の同意を得るものとする。ただし、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

3 本会は、会員等情報を用いて名簿その他の管理資料を作成することができる。名簿の共有範囲、記載項目、閲覧・配布の方法等は、運営委員会が別に定める。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、委託料、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 設立初年度の会計年度は、設立の日から令和9年3月31日までとする。

(雑則)

第22条 本会の運営に必要な細則は、運営委員会の議決により別に定める。

附 則

1 この会則は、令和8年7月3日から施行する。

2 この会則において「設立代表者」とは、本会の設立準備を代表して行った者をいう。

3 設立当初の運営委員は、設立代表者が選定した者又は団体、企業若しくは地方公共団体の担当部署をもって充てる。

4 設立当初の役員（監事を除く。）は、前項の運営委員の中から選出する。

5 設立当初のセンター長、副センター長及び事務局長は、前項により選出された役員の互選により定める。

6 設立当初の監事は、設立総会において選任する。

7 この会則の施行前におけるアドバイザーへの依頼その他設立準備に必要な手続きは、設立代表者が行うことができる。